

## 使用料

| 利根地区コミュニティセンター使用料 |                          |            |            |                |                  |                |         |
|-------------------|--------------------------|------------|------------|----------------|------------------|----------------|---------|
| 時間区分<br>部屋区分      |                          | 広さ<br>(目安) | 定員<br>(目安) | 午 前<br>午前9時～正午 | 午 後<br>午後 1 時～5時 | 夜 間<br>午後6時～9時 |         |
| 1階                | 会 議 室                    |            | 149㎡       | 72名            | 1, 980円          | 2, 640円        | 1, 980円 |
|                   | 上記会議室<br>を分割して使<br>用する場合 | 会議室1       | 74㎡        | 36名            | 990円             | 1, 320円        | 990円    |
|                   |                          | 会議室2       | 74㎡        | 36名            | 990円             | 1, 320円        | 990円    |
|                   | 研 修 室                    |            | 39㎡        | 24名            | 660円             | 880円           | 660円    |
|                   | 実 習 室                    |            | 46㎡        | 20名            | 990円             | 1, 320円        | 990円    |

※上記は冷暖房費を含みます。

※準備や片付け等は、時間区分内で済ませるようにお願いいたします。

※午前と午後の時間帯を続けて使用する場合等は、その間の時間帯も使用可能です。

## 上記以外の使用料規則

|                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 入場料等を徴収するとき          | 上記の表に定める使用料の 1.5 倍の金額 |
| (2) 市民以外の方が使用するとき        | 上記の表に定める使用料の 2 倍の金額   |
| (3) (1) と (2) の両方に該当する場合 | 上記の表に定める使用料の 3 倍の金額   |

※上記の「市民」の定義

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人
- ・市内を拠点として活動している市民活動団体（利用条件は施設までお問い合わせください）

## 使用料が減免になる場合

公益的な活動等を目的として使用する場合には、減免の制度があります。

詳しくは、各施設までお問い合わせください。

## 使用料が無料になる場合

高校生以下の者、または高校生以下の者のみで構成する団体が使用する場合。

この場合、中学生以下の者の使用については、20 歳以上の引率者の同伴を条件とします。

## 使用料の納付方法

使用許可日から 1 か月以内（使用する日が 1 か月より以前の場合は使用する日まで）に納付してください。申請時に納付いただくことも可能です。

支払いは、現金以外に、PayPay・Tengoo による電子決済もご利用いただけます。

## その他

詳細については該当する施設までお問い合わせください。